

第3 排水基準

1 一律排水基準

排水水を排出する者は、排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならないとされています（法第12条）。特定施設からの排水水が排水基準を超過している場合、都道府県知事（保健所長）は排水水を排出する者に対し、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水の処理の方法の改善を命令できるほか、施設の使用や排水水の排出の一時停止を命令することができます（法第13条）。

基準は全国一律で設定されている一律排水基準と、各都道府県の水域ごとに設定される上乘せ排水基準がありますが、それぞれ、業種や項目ごとに、現在の汚水処理技術の状況や社会に与える影響の度合いを考慮し、暫定排水基準が設定されているものもあります。

排水水を排出する者は、法第14条第1項の規定に測定と記録の義務が課せられており、基本的に年に1回以上の測定が必要となりますが、旅館業で温泉を利用するものについては表6のと通りの測定となります。

また、排水水だけでなく、特定地下浸透水についても同様に測定が必要となります。

なお、測定のための試料は、測定しようとする排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとされています（法施行規則第9条第1項第7号）。

測定記録については、様式第8により記録すること及び、3年間の保存が義務づけられていますが、計量法の登録を受けた者から様式第8に記載すべき事項が記載された測定結果の証明書の交付を受け、それを保存する場合は、記録表への記載はしなくてもかまいません。

表6 旅館業（温泉を利用するものに限る）での測定項目と頻度

測定項目※	測定頻度
砒素及びその化合物	1 回 以 上 / 3 年
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
水素イオン濃度	
銅含有量	
亜鉛含有量	
溶解性鉄含有量	
溶解性マンガン含有量	
クロム含有量	

※全ての測定が必要なわけではなく、関連する項目のみでかまいません

様式第8（第9条関係）

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特 定 施 設 の 使 用 状 況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目				備 考
	名 称	排 水 量 (m ³ /日)								

- 備考
- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 - 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

(1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	
シアン化合物	1 mg CN/L	
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNIに限る。)	1mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	
六価クロム化合物	0.2 mg Cr(VI)/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	10 mg B/L
	海域に排出されるもの:	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	8 mg F/L
	海域に排出されるもの:	15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量:	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	
<p>備考</p> <p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>		

(2) 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に 排出されるもの:	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの:	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質(SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800CFU/ml
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 <p>※「環境大臣が定める湖沼」=昭60環告27(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼) ※「環境大臣が定める海域」=平5環告67(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)</p>		

(3) 暫定排水基準

ア 窒素含有量及び磷（りん）含有量

業種その他の区分	許容限度（単位mg/L）			
	窒素含有量		磷含有量	
	許容限度 （単位mg/L）	期間	許容限度 （単位mg/L）	期間
畜産農業 （豚房を有するものに限る）	130 （日間平均110）	令和6年4月1日～ 令和10年9月30日	22 （日間平均18）	令和6年4月1日～ 令和10年9月30日
天然ガス鉱業	160 （日間平均150）	令和6年4月1日～ 令和10年9月30日	—	—
バナジウム化合物製造業及 びモリブデン化合物製造業 （バナジウム化合物又はモ リブデン化合物の塩析工程 を有するものに限る。）	4100 （日間平均3100）	令和6年4月1日～ 令和10年9月30日	—	—
酸化コバルト製造業	200 （日間平均100）		—	—
<p>備考</p> <p>1 本手引き第3章1(2)表（以下「前表」という。）の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。</p> <p>2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として前表の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>3 この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として前表の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>4 この表の「窒素含有量」及び「磷含有量」に掲げる項目ごとに同表の「業種その他区分」に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、前表又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、前表又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。</p>				

イ ほう素及びその化合物

業種	有害物質の種類	許容限度 (mg/L)	
		ほう素及びその化合物	適用期間
電気めっき業(海域以外の公共用水域に放流するものに限る)		30	令和7年7月1日～ 令和10年9月30日
ほうろろ鉄器製造業(海域以外の公共用水域に放流するものに限る)		30	
金属鉱業(海域以外の公共用水域に放流するものに限る)		100	
下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に放流するものに限る。))		40	当分の間
旅館業	1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。	300	
	1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。	500	
<p>備考</p> <p>1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに左欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。))が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。</p> $\sum C_i \cdot Q_i \div Q$ <p>(この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。)</p> <p>C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)</p> <p>Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 一日につき立方メートル)</p>			

ウ ふっ素及びその化合物

業種	有害物質の種類	許容限度 (mg/L)	
		ふっ素及びその化合物	適用期間
ほうろろ鉄器製造業(海域以外の公共用水域に放流するものに限る)		10	令和7年7月1日～ 令和10年9月30日
電気めっき業	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。	15	
	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。	40	
旅館業	水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。	15	当分の間
	温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。))を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。	30	
	温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。	50	
<p>備考</p> <p>1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに左欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。))が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。</p>			

エ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

業種	有害物質の種類	許容限度 (mg/L)	
		アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	適用期間
畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二に掲げる施設を有するものに限る。)		400	令和7年7月1日～ 令和10年9月30日
モリブデン化合物製造業		1300	
バナジウム化合物製造業		1350	
貴金属製造・再生業		2800	
備考 1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに左欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。			

オ 亜鉛含有量 (令和6年12月11日～令和11年12月10日)

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
電気めっき業	4
備考 1 左欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に左欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。	

カ 六価クロム化合物 (令和6年4月1日～令和9年3月31日)

業種その他の区分	許容限度 (単位mg/L)
電気めっき業	六価クロム化合物 0.5
備考 左欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。	

(4) 窒素・磷に係る排水基準適用海域及び湖沼

ア 湖沼（磷は全ての湖沼）

名称及び位置		窒素	磷(りん)
石垣市	大浦ダム貯水池		○
石垣市	底原ダム貯水池	○	○
石垣市	真栄里ダム貯水池		○
名護市	羽地ダム貯水池		○
名護市	辺野古ダム貯水池		○
沖縄市及びうるま市	倉敷ダム貯水池		○
うるま市	山城ダム貯水池		○
国頭村	安波ダム貯水池		○
国頭村	普久川ダム貯水池	○	○
国頭村	辺野喜ダム貯水池		○
東村	新川ダム貯水池		○
東村	福地ダム貯水池		○
宜野座村	漢那ダム貯水池		○
金武町	金武ダム貯水池	○	○
座間味村	座間味ダム貯水池		○
南大東村	大池	○	○
伊平屋村	我喜屋ダム貯水池	○	○
久米島町	白瀬2号ダム貯水池		○
備考 湖沼の位置は、令和4年4月1日における行政区画によつて表示されたものとする。			

イ 海域（窒素及び磷の排水基準を適用）

海域	金武湾	沖縄県国頭郡金武町金武岬と中頭郡与那城村伊計島北端を結ぶ線、同村伊計大橋、桃原橋及び陸岸により囲まれた海域
	与那覇湾	沖縄県平良市字久貝小字出口南端と宮古郡下地町西浜埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	羽地内海	沖縄県名護市奥武橋、屋我地大橋、同市屋我地島北端と国頭郡今帰仁村運天港埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
備考 海域の範囲又は位置は、平成五年十月一日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによつて表示されたものとする。		

2 上乗せ排水基準

法律による一律の排水基準だけでは生活環境の保全が十分ではない区域については都道府県でより厳しい上乗せ基準を定めることができるとされており（法第 3 条第 3 項）、当県内では以下の区域について上乗せ排水基準が設定されています。

(1) 海域

ア 中城湾海域・与勝海域・金武湾海域

特定事業場の区分		項目及び許容限度(mg/L)				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質量		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	20	30	70	90	
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量:50m ³ /日未満	120	160	150	200
		豚房面積:1000m ² 未満かつ排出水量:50m ³ /日以上	120	160	150	200
		豚房面積:1000m ² 以上かつ排出水量:50m ³ /日以上	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 7 砂糖製造業の用に供する施設	排出水量50m ³ 以上 200m ³ /日未満	【30】 50	【50】 70	【70】 100	【90】 130
		排出水量200m ³ /日以上	【30】 20	【50】 30	【70】 70	【90】 90
	令別表第一 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 (排出水量:20m ³ 以上)	【80】 60	【100】 80	【70】 80	【90】 120	
	令別表第一 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設 (排出水量:20m ³ 以上)	20	30	15	20	
	令別表第一 72 し尿処理施設のうち浄化槽(501人槽以上)(排出水量: 50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 73 下水道終末処理場(排出水量:50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一74 特定事業場から排出される水の処理施設のうち 豚房排水処理施設	排出水量50m ³ 未満	120	160	150	200
		排出水量50m ³ 以上	50	70	70	90
	その他のもの	排出水量20m ³ 以上 50m ³ 未満	120	160	150	200
		排出水量50m ³ 以上 200m ³ 未満	50	70	100	130
排出水量200m ³ 以上		20	30	70	90	

S51.8.4よりも前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

イ 名護湾海域

特定事業場の区分		項目及び許容限度(mg/L)				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	20	30	70	90	
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排水量: 50m ³ /日未満	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 未満かつ排水量: 50m ³ /日以上	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 以上かつ排水量: 50m ³ /日以上	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 2 畜産食料品製造業の用に供する施設(排水量: 200m ³ 以上)	【50】 20	【70】 30	【100】 70	【130】 90	
	令別表第一 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設(排水量: 20m ³ 以上)	30	40	80	100	
	令別表第一 72 し尿処理施設のうち浄化槽(50人槽以上)(排水量: 50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 73 下水道終末処理場(排水量: 50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 74 特定事業場から排出される水の処理施設のうち豚房排水処理施設	排水量: 50m ³ 未満	120	160	150	200
		排水量: 50m ³ 以上	50	70	70	90
	その他のもの	排水量20m ³ 以上50m ³ 未満	120	160	150	200
排水量50m ³ 以上200m ³ 未満		50	70	100	130	
排水量200m ³ 以上		20	30	70	90	

S52.6.19よりも前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

ウ 那覇港湾海域

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質 (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	6.5以上8.5以下	20	30	70	90

(2) 河川

ア 国場川水域、比謝川水域及び天願川水域

特定事業場の区分		項目及び許容限度					
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区 域内に所在する 特定事業場	すべての特定事業場	6.5以上8.5以下	20	30	70	90	
下水道処理区 域外に所在する 特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量: 50m ³ 未満	／	【120】 80	【160】 100	【150】 100	【200】 150
		排出水量: 50m ³ 以上	一律排水基準	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 7 砂糖製造業の用に供する施設(全てのもの)		6.5以上8.5以下	10	20	70	90
	令別表第一74 特定事業場から排出される水の処 理施設のうち豚房排水処理施設	排出水量: 50m ³ 未満	／	80	100	100	150
		排出水量: 50m ³ 以上	一律排水基準	50	70	70	90
その他のもの(排出水量: 20m ³ 以上)		6.5以上8.5以下	20	30	70	90	

比謝川及び国場川はS50.7.8より前、天願川はS51.8.4より前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

イ 羽地大川水域、我部祖河川水域及び報得川水域

特定事業場の区分		項目及び許容限度					
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区 域内に所在する 特定事業場	すべての特定事業場	6.5以上8.5以下	20	30	70	90	
下水道処理区 域外に所在する 特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量: 50m ³ /日未満	／	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 未満かつ 排出水量: 50m ³ /日以上	／	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 以上かつ 排出水量: 50m ³ /日以上	一律排水基準	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一74 特定事業場から排出される 水の処理施設のうち豚房 排水処理施設	排出水量: 50m ³ 未満	／	120	160	150	200
		排出水量: 50m ³ 以上	一律排水基準	50	70	70	90
	その他のもの	排出水量20m ³ 以上 50m ³ 未満	6.5以上8.5以下	80	100	100	150
排出水量: 50m ³ 以上		6.5以上8.5以下	20	30	70	90	

我部祖河川はS52.6.19より前、報得川はS54.9.28より前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用。(羽地大川は暫定基準無し)

ウ 源河川水域、平南川水域及び大保川水域

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	【5.8以上8.6以下】 6.5以上8.5以下	【120】 20	【160】 30	【150】 70	【200】 90

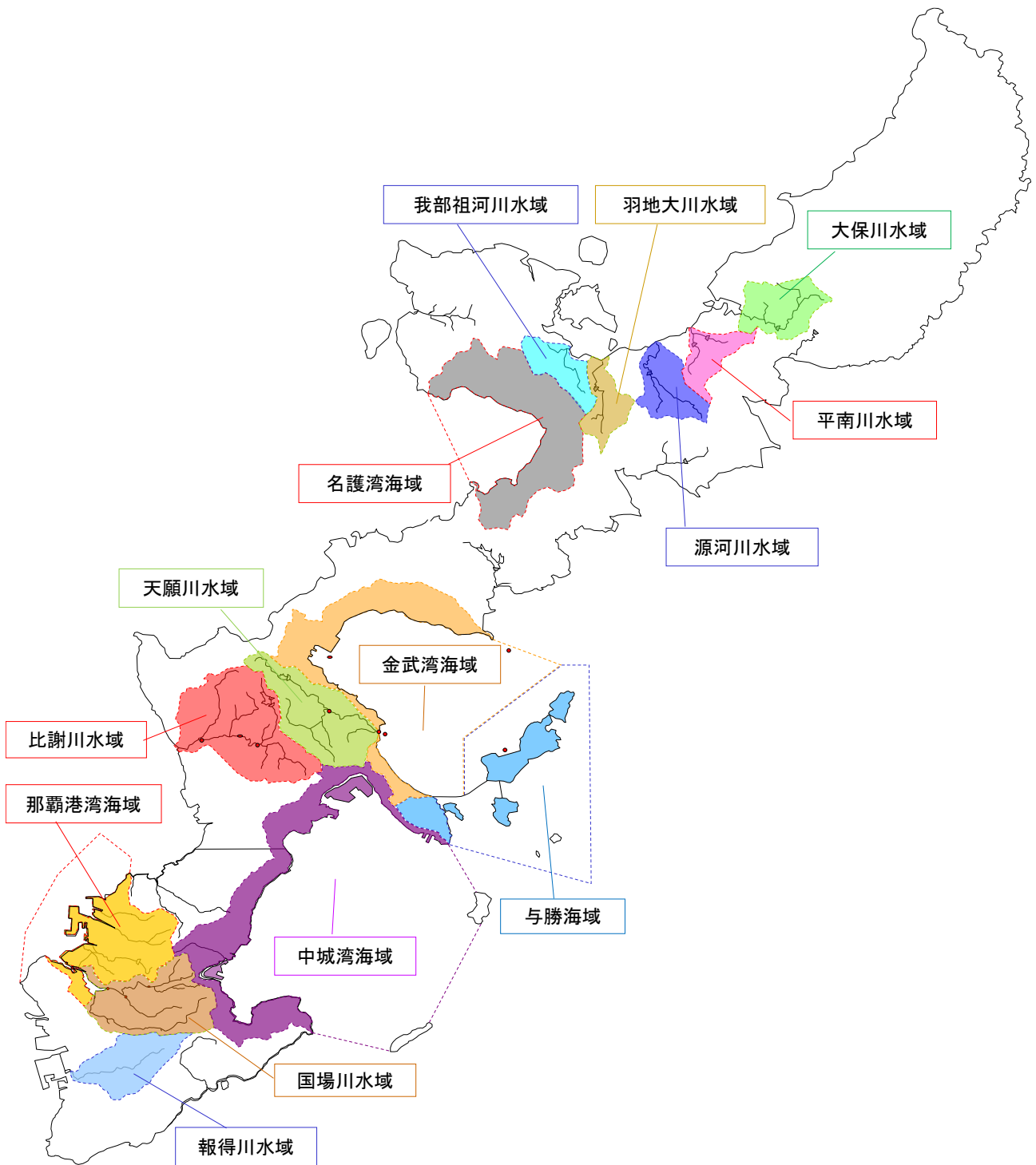
S63.714より前に源河川水域に設置した特定施設のうち、令別表第一の2イ豚房施設にかかるものについては【 】内の暫定基準を適用(平南川・大保川については暫定基準無し)

(3) 上乗せ排水適用区域

上乗せ排水適用区域表

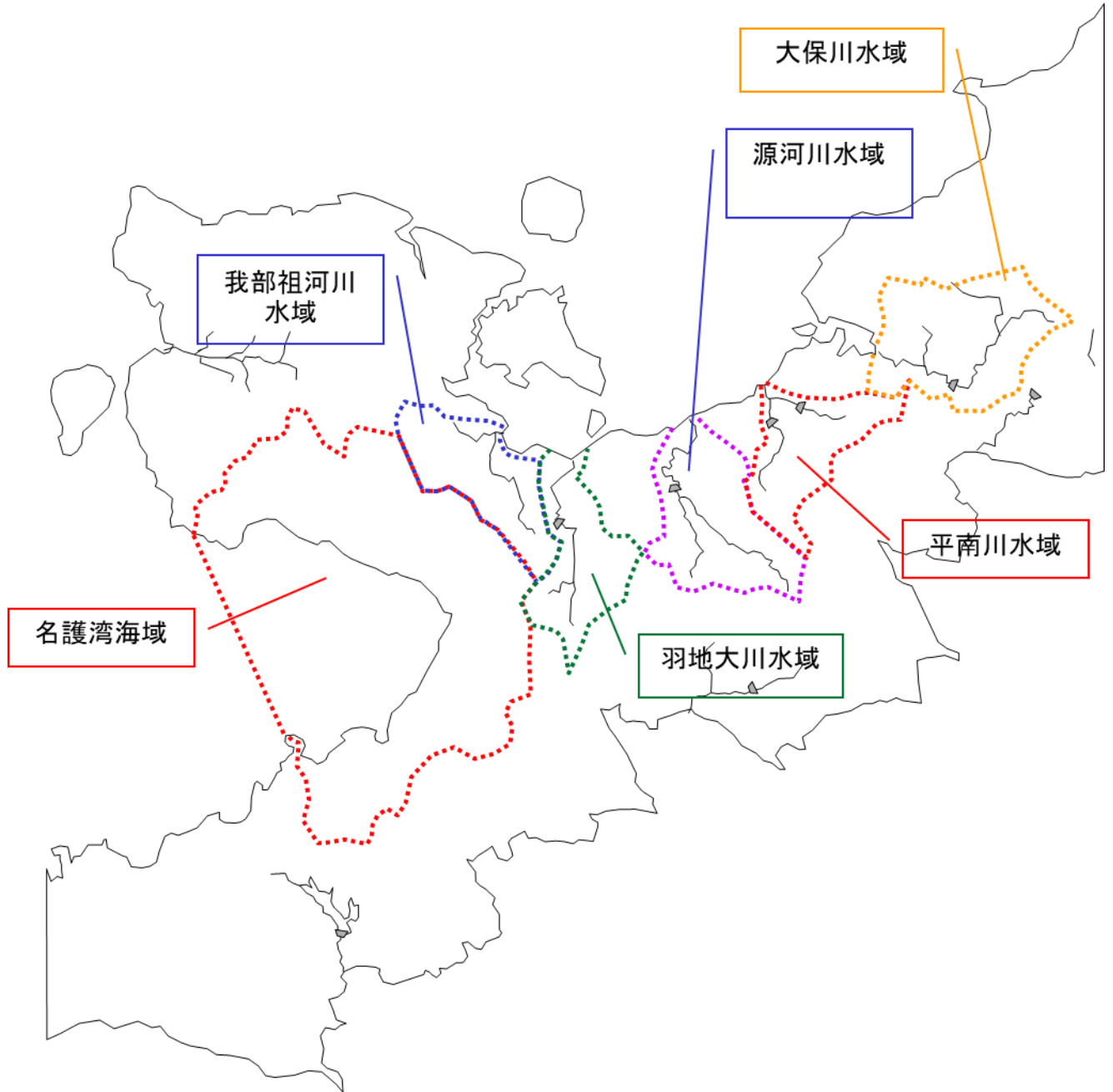
適用区域	範囲
国場川水域	明治橋から上流及びこれに接続する公共用水域(久茂地川水域を除く。)
比謝川水域	比謝橋下流の取水せきから上流及びこれに接続する公共用水域
天願川水域	天願川及びこれに接続する公共用水域
羽地大川水域	羽地大川及びこれに接続する公共用水域
我部祖河川水域	我部祖河川及びこれに接続する公共用水域
報得川水域	西崎北橋から上流及びこれに接続する公共用水域
源河川水域	源河川及びこれに接続する公共用水域
平南川水域	平南川及びこれに接続する公共用水域
大保川水域	大保川及びこれに接続する公共用水域
中城湾海域	知念岬から久高島南端までを結んだ線、久高島陸岸、久高島北端から津堅島南端までを結んだ線、津堅島陸岸、津堅島北端から勝連崎までを結んだ線及び沖縄島陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
与勝海域	勝連崎、北緯26度16分東経128度1分の点、北緯26度25分東経128度1分の点、北緯26度25分東経128度の点、北緯26度22分東経127度56分の点、うるま市与那城屋慶名と平安座島を結ぶ道路(以下「海中道路」という。)と東経127度56分とが交わる点の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
金武湾海域	金武湾(海中道路と東経127度56分とが交わる点、北緯26度22分東経127度56分の点、北緯26度25分東経128度の点、金武岬の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域)及びこれに流入する公共用水域(天願川水域を除く。)
名護湾海域	名護湾(部瀬名岬から名護市と本部町の陸岸における境界までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海域)及びこれに流入する公共用水域
那覇港海域	大嶺鼻(北緯26度11分40秒東経127度38分18秒)から358度延長3,500メートルの地点まで引いた線、同点から30度延長4,850メートルの地点まで引いた線、同点から45度延長4,600メートルの地点まで引いた線、同点から135度延長2,400メートルの地点まで引いた線、同点から194度57分14秒で陸岸と交わる点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域(国場川水域を除く。)

※上記表において記載のある座標は旧測地系(日本測地系)による

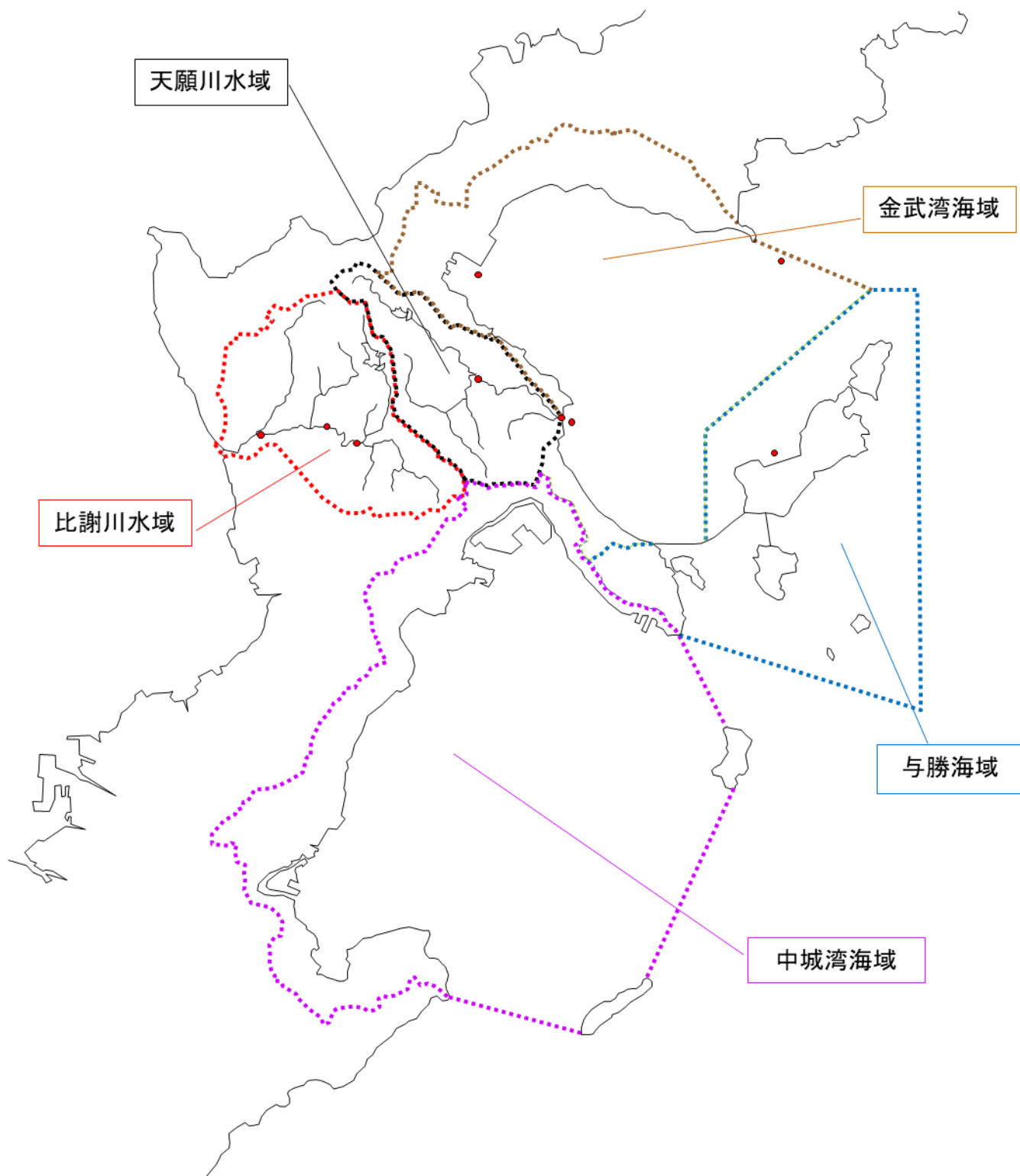


上乘せ排水適用区域図

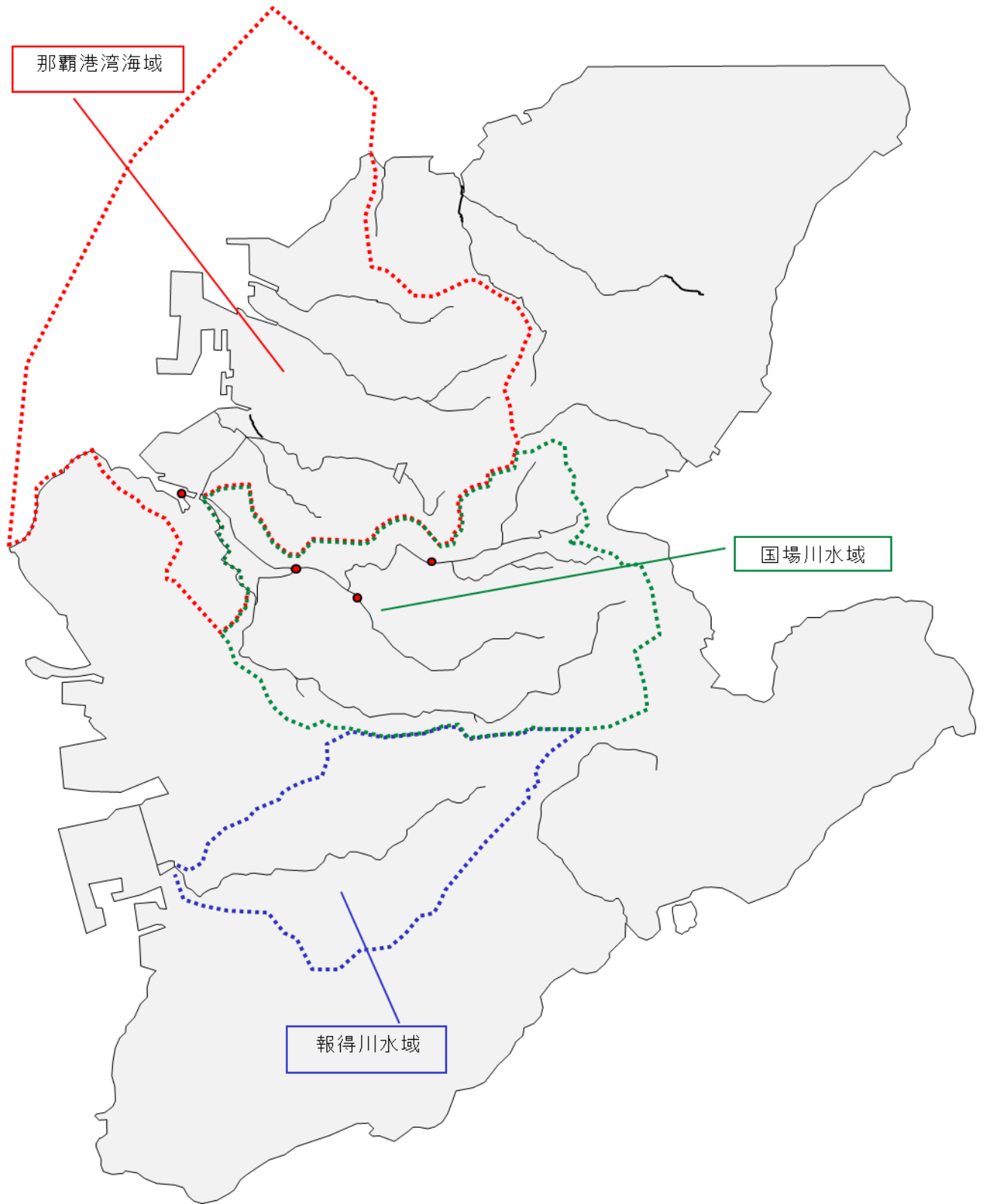
上乘せ排水基準指定区域(北部区域)



上乘せ排水基準指定区域(中部区域)



上乘せ排水基準指定区域(南部区域)



3 特定地下浸透水

特定地下浸透水とは、有害物質を製造、使用、処理する特定施設（有害物質使用特定施設）に係わる水を、地下に浸透する水のこと（非意図的に浸透してしまう場合を含む）、下記の基準を超えている水は浸透させてはいけません。

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.001 mg Cd/L
シアン化合物		0.1 mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNIに限る。)		0.1 mg/L
鉛及びその化合物		0.005 mg Pb/L
六価クロム化合物		0.01 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.005 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		0.0005 mg Hg/L
ポリ塩化ビフェニル		0.0005 mg/L
トリクロロエチレン		0.002 mg/L
テトラクロロエチレン		0.0005 mg/L
ジクロロメタン		0.002 mg/L
四塩化炭素		0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体として	0.004 mg/L
	トランス体として	0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.0002 mg/L
チウラム		0.0006 mg/L
シマジン		0.0003 mg/L
チオベンカルブ		0.002 mg/L
ベンゼン		0.001 mg/L
セレン及びその化合物		0.002 mg Se/L
ほう素及びその化合物		0.2 mg B/L
ふっ素及びその化合物		0.2 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素として	0.7 mg/L
	亜硝酸性窒素として	0.2 mg/L
	硝酸性窒素として	0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー		0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン		0.005 mg/L
(注) 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法により検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、許容限度に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。		